対空警戒対処等手当	自衛隊法第八十二条の三の規定により弾道ミサイル等を破壊する措置をとるべき旨を命ぜられた自衛隊の部隊の自衛官であつて防衛大臣の定める業務に従事するもの	業務一日につき千百円（当該業務が特に困難な作業で心身に著しい負担及び緊張を与えると防衛大臣が認める場合にあつては、当該額にその百分の五十に相当する額を加算した額）
	防衛大臣の定める部隊に所属し、その部隊の所在する基地を離れて防衛大臣の定める期間を超えて行う航空警戒管制に関する業務に属する作業で防衛大臣の定めるものに従事する航空自衛官	作業一日につき五百六十円
分べん取扱手当	防衛大臣の定める分べんの取扱いに従事する医師（防衛大臣の定める者に限る。）	取扱い一件につき一万円

別表第五中備考一を削り、備考二を備考一とし、備考三を備考二とし、備考四を備考三とする。

（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令及び自衛隊法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第三条　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令及び自衛隊法施行令の一部を改正する政令（平成十九年政令第百三十号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中

作業服（上衣及びズボン）	二組	二組	二組	一着
作業外被				

を

作業服（上衣及びズボン）	二組	二組	二組
作業外被			

に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

防衛大臣　北澤　俊美
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

国勢調査令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年四月一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第九十二号

国勢調査令の一部を改正する政令

内閣は、統計法（平成十九年法律第五十三号）第十六条及び第十八条の規定に基づき、この政令を制定する。

国勢調査令（昭和五十五年政令第九十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「タ並びに第二号ハ」を「ヨ」に改め、同項第一号中ルを削り、ヲをルとし、ワからタまでをヲからヨまでとし、同項第二号中ハを削り、ニをハとし、ホをニとし、ヘをホとする。

第六条を削る。

第七条第三項中「第八条の二」を「第八条」に改め、同条を第六条とする。

第八条を第七条とし、第八条の二を第八条とする。

第九条第一項中「国勢調査員又は第七条第六項の規定に基づき同条第五項の事務の一部を行う国勢調査指導員（以下「国勢調査員等」という。）が調査票を世帯ごとに配布し、及び取集すること」を「次に掲げる方法のいずれか」に改め、同項に次の各号を加える。

一　国勢調査員又は第六条第六項の規定に基づき同条第五項の事務の一部を行う国勢調査指導員（以下「国勢調査員等」という。）が調査票を世帯ごとに配布し、及び取集すること。

二　国勢調査員等が調査票を世帯ごとに配布し、及び市町村長が直接世帯から当該調査票の提出を受けること。

第九条第二項中「国勢調査員等は、世帯員の不在等の事由により、」を「世帯員の不在等の事由により」に、「同項の期間内において、」を「国勢調査員等が同項の期間内において」に、「質問することにより調査する」を「質問し、これに基づいて調査票に記入することにより国勢調査を行う」に改める。

第十条第三項中「取集に応じ」の下に「、又は当該調査票を直接市町村長に提出し」を加える。

第十二条を削る。

第十三条の見出し中「提出」を「提出等」に改め、同条第一項中「国勢調査員及び国勢調査指導員」を「国勢調査員等」に、「調査票」を「当該国勢調査員等が取集し、又は第九条第二項の規定により記入した調査票」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「国勢調査員及び国勢調査指導員から提出された」を「国勢調査指導員が検査した」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　市町村長は、その定める期限までに、前項の規定により市町村長に提出された調査票その他の調査関係書類及び第十条第三項の規定により直接市町村長に提出された調査票の検査を国勢調査指導員に行わせなければならない。

第十三条を第十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（立入り及び質問）

第十三条　法第十五条第一項の規定による行政機関の長の権限に属する事務のうち、第五条第一項第一号イ及びロ並びに同項第二号ロに掲げる事項について、その職員に、必要な場所に立ち入り、関係者に質問させる権限に属するものは、前条第三項の規定による審査及び記入を行うに当たり、市町村長が行うこととする。

2　市町村の職員は、前項の規定に基づき法第十五条第一項の規定により必要な場所に立ち入り、関係者に質問をするに当たつては、関係者の生活又は業務の平穏に支障を及ぼさないように配慮しなければならない。

3　第一項の場合においては、法中同項に規定する事務に係る行政機関の長に関する規定は、市町村長に関する規定として市町村長に適用があるものとする。

第十五条第一項中「第十三条第二項又は第三項」を「第十二条第三項又は第四項」に改め、同項第六号中「第十三条第二項若しくは第三項」を「第十二条第三項若しくは第四項」に、「同条第二項若しくは第三項」を「同条第三項若しくは第四項」に改め、同条第二項中「第七条第二項から第六項まで、第七条第一項、第八条の二第一項若しくは第二項、第十一条」を「第六条第三項から第六項まで、第八条第一項、第八条第一項若しくは第二項、第九条第一項第二号、第十条第三項、第十一条、第十二条第一項から第三項まで」に、「第十三条第一項若しくは第二項」を「第十三条第一項」に改める。

第十六条第一項中「第十三条第二項及び第三項」を「第十二条第三項及び第四項」に改め、同条第二項中「第七条第三項から第六項まで、第八条第一項、第八条の二第一項及び第二項、第十一条、第十三条第一項及び第二項」を「第六条第三項から第六項まで、第七条第一項、第八条第一項及び第二項、第九条第一項第二号、第十条第三項、第十一条、第十二条第一項及び第二項、第十三条第一項から第三項まで、第十三条第一項」に改める。